



広報

KATSUURA

かつうら

2013
6/7
No.745



緑がまぶしい季節となりました

市では、勝浦の豊かな自然を確かめるための調査を実施し、市内の自然環境に関する基礎資料を作成します。

※ 関連記事 13 ページ



●主な内容 Contents●

風しん予防接種の費用を助成します.....	P 2~3
市長への手紙.....	P 8~9
「笑顔写真」&「おすすめの風景写真」を大募集!.....	P 10~11
インフォメーションガーデン.....	P 13~15
地域いきいき通信.....	P 16



およびその配偶者、または妊婦の夫)への 費用を助成します

▶【注意事項】

1. 妊婦への接種はできません。
2. 女性が接種を受ける時は、妊娠していないことを確認してください。
3. 女性が接種した場合は、接種後2ヵ月は妊娠を避けてください。
4. 医療機関予約後に妊娠していることがわかった人は、接種をしないでください。

※この予防接種は任意接種で、接種を強制するものではありません。あくまで接種を希望する人に対して助成を行うものです。
接種するかどうかは副反応や健康被害救済制度（下記参照）を確認の上、ご自身で判断してください。



▶【副反応について】

予防接種を受けた後に副反応が現れることがあります。主な副反応として、発熱、発疹、注射部位発赤、注射部位腫脹などがあります。

また、重大な副反応としては、ショック・アナフィラキシー【蕁麻疹、呼吸困難、血管浮腫など】(0.1%未満)、血小板減少性紫斑病(0.1%未満)、急性散在性脳脊髄炎【ADEM】(頻度不明)などがあります。

副反応についての詳細は接種する医療機関の医師にお聞きください。

▶【健康被害】

任意接種のため、健康被害が生じた場合は独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済制度による救済の対象となります。

給付申請を行う場合は、接種を受けた本人またはその家族が必要な書類を揃えた上、直接独立行政法人医薬品医療機器総合機構に請求することになります。

救済制度の詳細については、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構救済制度相談窓口

電話：0120-149-931（フリーダイヤル） 受付時間：月～金 9時～17時（祝日・年末年始を除く）
または、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構ホームページをご覧ください。

風しんの詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

問合せ 介護健康課健康管理係 ☎73-6614

成人（妊娠を予定・希望している女性） 風しん予防接種の

全国的に風しんが流行しており、昨年の全国での風しん報告数は過去5年間で最も多い報告数となりましたが、平成25年に入り昨年の報告数を3ヵ月で上回りました。

風しんの免疫を持たない女性が、妊娠中（特に妊娠初期）風しんに感染すると胎児が白内障、先天性心疾患、難聴などを主な症状とする「先天性風しん症候群」にかかるおそれがあります。

妊娠中の風しん感染は、必ずしも先天性風しん症候群を意味するものではありませんが、十分に注意することが必要であることから、風しんワクチンの接種が特に必要と思われる下記の方が先天性風しん症候群の予防を目的として予防接種を受けた場合、接種費用の一部を助成します。

▶【対象者】接種日当日、勝浦市に住民登録のある下記の方

1. 20歳から50歳未満※1の妊娠を予定・希望している女性（妊婦への接種はできません）
2. 上記女性の配偶者
3. 妊婦の夫※2

※1 接種日において対象年齢の方（満20歳から満49歳）

※2 婚姻の手続きが未定の場合は、母子手帳等により「夫」である事が確認できるものを提示願います。

▶【助成額】

接種にかかった費用の1/2

上限 麻しん・風しん混合（MR）ワクチン：5,000円

風しん単独ワクチン：3,000円

（接種費用が上限額に満たない場合は、実費が償還金額となります。）

※生活保護受給世帯の人については全額助成となります。

▶【受付期間】

平成25年5月20日から平成26年3月31日まで

（平成25年5月1日から平成26年3月31日までの接種分が対象となります。）



▶【申請方法】助成は、1人1回限り

※申請に必要なもの

- ・申請書
- ・接種医療機関発行の領収書
- ・接種済証等の接種したことが確認できる書類（領収書で確認できる場合は不要）
- ・助成金を振り込む指定口座のわかるもの
- ・妊婦の夫で婚姻の手続きが未定の場合は母子手帳

※手続き方法

①介護健康課の窓口において「申請書」に必要事項を記入し、領収書などを添えて提出

②審査後、指定口座に助成額を振り込みます。※助成額の振り込みには1ヵ月以上かかることがあります。

もじもじの時のために...

災害に備えまじよう！



・浸水の恐れがある時は、家財道具を高い場所へ移動する。引き出しや押入れのものは上の段へ。
・断水に備えて飲料水を確保。
・避難場所と避難コースの確認。

※台風や地震などの対策として、災害発生危険箇所や避難場所などを掲載した「勝浦市防災ブック」を普段から読んでおきましょう。

ります。

防災・災害情報の収集には

・台風や大雨の時に発表される注意報や警報は、皆さんに注意を呼びかけ、災害による被害を最小限に食い止めるためのものです。気象警報などの防災情報は、防災行政無線で市民の皆さんにお伝えしますが、テレビやラジオなどの情報にも注意しましょう。

問合せ

総務課消防防災係

☎73・6640

地震・津波に備えて

・家具や食器棚、大型電化製品を金具などで固定する。
・窓ガラスや食器棚のガラス部分に飛散防止フィルムを張る。
・非常持ち出し袋を備える。
・津波避難場所への避難コースを確認する。
・家族との連絡手段と合流場所を決めておく。

※家具転倒防止器具取付などについては、補助制度がある。

「かつら防災行政メール」

市民の皆様が安全で安心な生活を過ごすために、勝浦市では防災情報、火災情報、行政のお知らせなど市の防災行政無線で放送する内容を、メール機能を利用して配信しています。登録は無料ですので是非ご利用ください。登録方法など詳しくは、QRコードを読み取るか左記アドレスよりアクセスしてご確認ください。

(携帯電話) <http://www.city.katsura.lg.jp/m>
(パソコン) <http://www.city.katsura.lg.jp>



崖崩れによる被害(平成20年6月 勝浦市新官)

夏場から秋にかけて台風の接近や上陸に加え、急増するゲリラ豪雨。また東日本大震災のようなみられるような大規模災害はいつ発生するかわかりません。

皆さん一人ひとりが、台風や地震などへの備えを万全にしましょう。

台風や豪雨の時には

・最新の気象情報に注意する。
・停電に備えて予備の乾電池も忘れずに。
・外出は控える。外出しているら早めに帰宅。
・雨戸を閉める。すき間があればビニールテープなどで目張り。
・停電に備えて懐中電灯やローソクを用意。

台風が近づくと前に 「家屋のまわりを早めに点検」

・物干し竿やブランターなどを屋内に取り込む。
・テレビアンテナを固定する。
・窓ガラスや雨戸を補強する。
・瓦や看板などの落下防止に努める。
・板塀や自動販売機などの落下防止に努める。
・床上浸水に備え必需品を守る。
・排水溝の流れをよくする。

環境

浄化槽の清掃・点検・法定検査は

行っていますか？

適切な維持管理が必要です

浄化槽の適正な維持管理が行われていないため、放流水の水質悪化や悪臭が発生するケースが多く見られます。

浄化槽の使用者には、浄化槽を常に良好な状態に保つため、「定期的な保守点検」・「清掃」・「法定検査」を行う義務があります。

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を定期的の実施しましょう。

保守点検（浄化槽法第10条）

保守点検は、浄化槽の点検・修理、スラム（汚泥が自ら発生した気体を含んで軽くなり、水面に浮上したもの）や汚泥の状況確認、消毒剤の補充などを行います。

処理方式により、毎年決められた回数を実施しなければなりません。専門的な知識が必要となりますので、千葉県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

清掃（浄化槽法第10条）

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業のことを言います。これは市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行いますので許可業者に委託してください。

また、清掃回数は年1回以上が原則となりますが浄化槽の方式・使用頻度

法定検査

（浄化槽法第7条・第11条）

浄化槽が正しく機能しているかどうか、使用開始後および1年毎に実施するものです。

7条検査

浄化槽使用者は、使用開始後3ヵ月を経過した日から5ヵ月の間に、県の指定した検査機関の水質検査を受けることが義務付けられています。この検査は、水質などを検査することにより、主に、浄化槽の設置工事などが適正に行われたかどうかを判断するものです。

11条検査

7条検査のほか年1回、県の指定した検査機関の定期検査を受けることが義務付けられています。この検査は、保守点検および清掃が適正に行われているか否かを判断するものです。

浄化槽を使用するにあたって

注意すること

・プロアー（モーター）の電源を切らないこと。

浄化槽には空気を送り込む必要があ

ります。プロアー（モーター）の電源は切らないでください。

・浄化槽の上部または周辺に物を置かないこと。

保守点検または清掃に支障を及ぼすおそれのある物を置かないでください。

・劇薬を含む洗剤は使用しない。便器掃除に除菌効果の高い塩素系洗剤などの劇薬成分を含む洗剤などを使うと、浄化槽内の微生物が死んでしまうことがあります。便器の汚れは、なるべく早めにぬるま湯や薄い石鹸液でおとしてください。

・水洗用のトイレットペーパーを使用する。

浄化槽の正常な機能を妨げる紙オムツ、衛生用品、タバコの吸い殻などの異物は絶対に流さないでください。

・台所からの排水について。

油脂類はできるだけ浄化槽に流入させないでください。フライパンといった鍋や食器に残った油は紙などで拭き取ってから洗ってください。

異常な臭気を感じられたり、モーターが止まってしまったなど異常や故障が発生した場合には直ちに保守点検業者に連絡し修理してください。

平成25年度『合併浄化槽への設置替え』に係る補助金

市では、海や河川の水質汚濁を防止するため、し尿、生活雑排水を処理できる「合併処理浄化槽」の普及を促進しています。

自ら居住し、または居住しようとする住宅の既設単独処理浄化槽または、汲取り式便所を「合併処理浄化槽」に設置替える方に対し、予算の範囲内で設置および撤去などの費用の一部を補助します。

※補助基数などに限度がありますので事前にお問い合わせください。

※浄化槽設置後は、法令に基づき定期的に保守点検および清掃を実施し、水質検査を受けることが義務付けられています。

	単独処理浄化槽からの 設置替え補助額	汲取り式便所からの 設置替え補助額
5人槽	512,000円	432,000円
6～7人槽	594,000円	514,000円
8～10人槽	728,000円	648,000円

申請・問合せ 生活環境課生活環境係 ☎73-6639

議長に 岩瀬 義信氏

副議長は 刈込 欣一氏

『5月市議会臨時会』

5月17日に開かれた5月勝浦市議会臨時会。

専決処分の承認を求める議案をはじめ、3件の議案が審議され、それぞれが承認、可決されました。また、議長に岩瀬義信氏、副議長に刈込欣一氏が選ばれました。

〔議案〕

◇専決処分の承認を求めることについて
・勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
・勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
◇平成25年度勝浦市一般会計補正予算

〔議長〕

岩瀬 義信氏



〔岩瀬氏の経歴〕

市議5期目・無所属 73歳
副議長、建設経済常任委員会委員長、議会運営委員会副委員長、総務常任委員会副委員長などを歴任。

〔副議長〕

刈込 欣一氏



〔刈込氏の経歴〕

市議3期目・無所属 69歳
総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、監査委員などを歴任。

房総沖の地震～過去から未来～ 『市制55周年記念講演会』

市制施行55周年を記念し、大多喜町出身の地震研究者、穴倉正展（ししくらまさのぶ）先生を講師に迎え、地震をテーマとした講演会が5月11日、国際武道大学を会場として開催されました。

「地震発生時には、テレビなどで必要な情報は発信されている。地震や



熱心に講演を聞く参加者。およそ250名が集まった

津波に対して正しい知識を持つことがまず必要」「いつ地震が起こるか、直前予知は現状では難しい。普段自分の居る場所がどんな所なのかを理解し、いざというときに備えておくことが大事」など、一人ひとりの心構えの大切さを強調されていました。

穴倉先生は、「古地震学」の専門家。地形や地層、化石などから、過去の地震を解明し、今後の予測につなげる研究を行っています。



講師の穴倉正展氏

～おめでとうございます～
長年の功労が称えられる

春の叙勲

内閣府から2013年春の叙勲が発表され、市内では栗原武光さん（興津久保山台）が栄誉に輝きました。



瑞宝小綬章

栗原 武光さん（興津久保山台）
〔元ドイツ・ハンブルグ総領事〕



初めて竹を編む

昔ながらの作り方で 『おしぼりかご作り』

K・A・P・P・Yビジターセンターで、5月12日に竹を使った体験教室が行われました。材料は竹と紐のみ。これだけでおしぼりかごを作るというもの。竹を割いて一定の太さにしたもの六角形になるように等間隔に編んでいきます。慣れてくると30分で1つ作れてしまうそうですが、今回の教室に参加した方は、初めてかごを作る初心者ばかり。先生の優しい指導もあり、時間の終わりに「おしぼりかご」の形になっていました。「編むことに集中していて、時間がたつのが早かったです」「無心になって作成するためか、ストレス発散になりました」など話してくれました。

KAPPYビジターセンターでは、トンボ玉作りなど毎週体験教室が行われています。

6月の竹を使った教室は、一輪挿しの花たてです。興味のある方は、お問合せください。

問合せ K・A・P・P・Yビジターセンター ☎73-2500

手をあげて車が来なかったら渡ります 『交通安全教室』

子どもたちの事故を少しでも無くそうと、市内各保育所および幼稚園で講師に警察官や交通安全協会の方を招いて交通安全教室が行われています。

総野保育所では5月15日、模擬的に作られた交差点で、交通ルールのマナーを学びました。

信号が青になると左右の確認をして手を上げ、車が来ないことを確認してから横断歩道を渡る練習などをしていました。



交通ルールを学びました



反射材などをつける

自転車のマナーアップ 『自転車安全利用キャンペーン』

毎年5月は、自転車安全利用月間および毎月15日は、自転車安全の日です。

それに伴い、5月15日にスーパーハヤシ駐車場で「自転車安全利用キャンペーン」が行われ、買物に来たお客さんにタイヤの空気圧を調べたり、サドルの高さの調整をしたり反射材をつけたりして自転車の無料点検を実施していました。勝浦管内では、4月の1ヵ月間だけで4件の自転車事故が発生しています。勝浦警察署交通課では、今回の点検で少しでも事故の発生が減少してくれればと話をしていました。

皆さんから寄せられたご意見を紹介します

市長への手紙

平成24年度は75通のお手紙をいただきました。ここでは、皆さんから寄せられたご意見の一部を紹介します。

紙面の都合上、いただいたご意見を一部要約して掲載しています。

他のご意見など詳細は、市ホームページまたは市役所1階ロビー「情報公開コーナー」でご覧いただけます。

勝浦市の目指す「街」について

勝浦市は、どういう「街」を目指しているのでしょうか。個人的には産業都市としての発展を願っています。

市長から

私は、今後の勝浦市発展のキーワードに「交流」を位置づけ、産業、文化、教育など、あらゆる分野に、広く市内外、県内外との交流が必要と考えております。特に、交流人口の拡大は、移住・定住を促進し、人口減少に歯止めをかけることにつながると考えております。

また、交流人口を拡大させるためには、市の魅力を最大限に活かすことが肝要です。豊富な地域資源を再確認し、また掘り起こして一つ一つをつなげ、点から線へ、線から面へと発展させ、積み重ねていくことが必要であると考えます。従って、どちらかと言えば、観光産業都市のイメージに近いかもしれせん。横断的な取組みを行うため

粗大ごみ置場について

家の前に粗大ごみ置場があります。月日かまわず出す方がおり、置場はいつもすっきりせず困っています。市からごみの出し方が配布されますが、見ない方もいると思いますので、出して良い品目、月日、不法投棄は罰せられるなどの立て看板の設置はできないでしょうか。

市長から

市では、ごみの収集はステーション（集積所）方式をとっています。ステーションは、区（行政区）や自治会などの代表者を

通して設置場所を選定し、市が指定をしています。ごみの分別、管理・清掃は区（行政区）や自治会等の方に行っているため、おられます。

立て看板につきましては、表示することによって通りすがりの方がごみを置き、今まで以上に収集できない物が増えることが懸念されます。この集積所について、市も区長と協議しますが、地域で話し合いをされて、きれいな集積所にしていただければと思います。また、市としては、ホームページや広報紙などで、ごみ集積所への搬出方法を周知したいと考えています。（日24年7月回答）

移住者への配慮について

他地域からの移住者に、適切な配慮をお願いします。

市長から

市では、企画課内に定住促進係を新設し、新規移住者の受け入れや、定住化などによる地域の活性化に取り組んでいるところです。1月には行政と市内各

種団体の参加による「勝浦市定住促進協議会」を設立するなど、オール勝浦による定住促進体制の構築を図っております。

定住促進による地域活性化を図るためには、地域住民に定住促進の趣旨を周知していくとともに、移住希望者にも地域の実情を伝え、双方に理解を求めている必要があります。このため、移住者と地元住民とを結びつけるコミュニケーション（または「仕組み」）が創設できないか現在検討しております。すべての市民が生きがいを持って楽しく暮らせるまちづくりこそ、定住促進や地域活性化にとって最も重要だと考えております。（日25年2月回答）

保育所の統合について

興津保育所が、津波による危険を理由に廃止され、送迎を行う保護者の負担はかなり大きくなります。経費削減も廃止の理由にあるのでしょうか。若い世代を呼び込むには、教育環境が重要です。保育所を廃止するのは理解できません。

市長から

今後の地震発生に備え、早急な対応が必要と判断し、保護者をはじめ地域住民への説明を経て、日25年度から東・鶴原・興津保育所を休所とし、高台の中央・上野・総野保育所で保育を実施することとしました。これに伴い、送迎バスを運行するとともに、送迎時間を考慮し、時間外保育の延長や2歳未満児保育を新たに実施するなど保育環境の充実にも努めております。

本市の人口は年々減少が続いており、子どもを生み育てる世代の定住促進が重要であることは認識しております。そのためには、保育や教育環境の整備など、勝浦小学校体育館の耐震化などを推進しているほか、中央保育所の整備も検討しております。

なお、中央保育所の整備に当たりましては、園児数の減少が続いている幼稚園のあり方を含め、現在、保護者の代表者などを委員とする市民会議にて審議いただいております。（日25年3月回答）

※保育所等の再編に係る市民会議の内容については、市ホームページまたは市役所1階ロビー「情報公開コーナー」でご覧いただけます。



皆さんの考えや思いをお寄せください

「市長への手紙」お待ちしております

普段、市に対して抱いている思いを、市に届けていただく身近な手段が「市長への手紙」です。お寄せいただいたお手紙は、市長本人がすべて拝見し、回答しています。

■手紙・メールの出し方

① 専用投函箱

市役所(総合案内)、移動市役所に記入用紙とともに設置しています。

② 郵便

記入用紙と封筒(料金受取人払)を、市内の各郵便局および次の公共施設に設置しています。

・図書館 ・こども館 ・興津公民館
・保健福祉センター ・清掃センター



市長本人がすべて拝見し、回答します

③ メール

市公式ホームページからメール送信フォームをご利用ください。
トップページ⇒市長の部屋⇒市長への手紙とお進みください。
なお、携帯電話からのメールアドレスは、
kohou-k@city-katsuura.jp です。

このQRコードをご利用ください。

(注) 必要事項が記載されていないものは、
回答できない場合がありますのでご了承ください。

1. 題名に「市長への手紙」と明記 2. 住所 3. 氏名 4. 電話番号
5. メールアドレス 6. ご意見・ご提案など 7. 回答希望の有無



④ その他

葉書、ファックスなどでも受け付けています。ただし、「市長への手紙」と明記してください。

〒299-5292 勝浦市新官1,343番地1
勝浦市役所「市長への手紙」係
ファックス 0470-73-9066

■留意事項

- ① 回答は、原則として郵送とさせていただきますので、住所、氏名、電話番号をご記入ください。
- ② 回答を希望されない方も、現場などの確認をさせていただく場合がありますので、住所、氏名、電話番号をご記入ください。
- ③ 回答は、差し上げるまでに2～4週間程かかります。
- ④ 担当課より電話などで、説明や問い合わせをさせていただく場合もあります。
- ⑤ 市政に関係のない内容、個人・団体を誹謗中傷するような内容のご意見などは、固くお断りします。
- ⑥ お寄せいただいたご意見などとそれに対する回答は、公開が適当でないと判断したものを除き、要旨をホームページなどで紹介させていただきます。

【問合せ】企画課広報統計係 ☎73-6657

風景写真」を大募集!



●募集写真

市内で撮った「おススメの風景」

※撮影者氏名・写真タイトル・写真についてのコメント50文字程度を添えてください。

●注意事項

- ・1年以内に撮影した作品に限ります。
- ・お1人様何点でもご応募いただけますが、作品の選考に当たっては、撮影者1人につきご応募いただいた中から1点を対象とさせていただきます。
- ・基本的には風景写真を募集しますが、人物が写っている場合などは、被写体本人の了解を得た上でご応募ください。

共通事項

●募集期間

6月7日(金)～7月31日(水)

●応募方法

①プリントした写真や写真データを入れたCD-Rなどを郵送または持参

〒299-5292 勝浦市新官1343-1 勝浦市役所企画課 まで

②写真データをメールで送付

メールアドレス info@city.katsuura.chiba.jp



メールは
このQRコードを
ご利用ください→



③投稿者の住所、氏名、連絡先を記載の上、

「広報かつうら」についてのひと言を添えてご応募ください。

④応募写真は基本的に返却しませんが、返却を希望される場合は、その旨をお伝えください。

●写真の形式

- ・写真データの場合は、VGA(640×480px)以上。ファイルサイズに制限はありませんが、掲載にあたり、こちらで調整する場合があります。
- ・プリント写真の場合は、スキャニングしますので、できるだけ鮮明にお願いします。

●注意事項

応募作品の著作権および使用权は、勝浦市に帰属します。他の写真などとの著作権、被写体についての肖像権に関わる問題が発生した場合は、市は一切関与せず、その責任および解決は全て応募者に帰属するものとします。

「笑顔写真」&「おススメの

募集期間：7月31日まで

10月に発行する広報かつうら特別号（市制施行55周年記念特集）の表紙・裏表紙を皆さんの写真で飾りませんか？

①表紙部門、②裏表紙部門の2部門で募集します。

①表紙部門：「笑顔」の写真大募集！

皆さんが撮った「笑顔」で表紙をいっぱい埋め尽くしたいと思います。先着で200名。お子さん、お孫さん、ご家族、ご友人、もちろん「自分撮り」もOKです！

なお、写真のみの掲載とし、氏名は掲載しません。

●応募条件

被写体の方が、市内在住の方に限ります。

●募集写真

「笑顔」

●注意事項

- ・被写体の方の了解を得た上でご応募ください。
- ・写真はできるだけ縦で、1枚につき被写体は1人でお願いします。
- ・写真は胸より上を掲載しますので、できるだけアップをお願いします。
- ・お一人様何点でもご応募いただけますが、掲載については、被写体1人につき1枚限りとさせていただきます。（同じ方を2枚掲載することはできません。）
- ・画像加工（特殊効果や文字の挿入）した作品は掲載できませんのでご注意ください。
- ・掲載に不適切であると思われる写真については、掲載しない場合がありますのでご了承ください。
- ・写真掲載位置の指定などとはできませんのでご了承ください。



②裏表紙部門：「私のおススメ風景」写真4作品を掲載します！

「教えてあげたい眺望」「この瞬間が美しい！」など、市内で撮影した自慢の「おススメ風景」写真をコメントとともに送ってください。厳正なる審査の上、4作品を選考し掲載します。また、市外部向けに発行する冊子「市勢要覧」にも、さらに4作品を選考し、計8作品を掲載します。選外となっても、市ホームページ上でできる限り紹介させていただきます。

なお、作品とともに、撮影者氏名・タイトル・コメントを掲載します。

●応募条件

市内在住の方が撮影した作品に限ります。プロ・アマチュアは問いません。

6月は…

『動物の正しい飼い方推進月間』

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。
次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。



- 動物を飼う前に、動物を飼うことのできる環境であるかどうか、責任を持って最後まで飼えるかどうか、よく考えましょう。
- ペットショップなどで動物を選ぶときは、世話の方法やかかりやすい病気、その動物の習性や特徴などを確認しましょう。
- 動物に起因する感染症を予防するための注意を払いましょう。また、過剰なふれあいは控え、動物にさわったら必ず手を洗いましょう。
- 動物には、迷子札やマイクロチップをつけるなどして、飼い主が分かるようにしましょう。特に、飼い犬については、首輪などに登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。
また、万が一、登録鑑札および注射済票が脱落した場合に備えて、首輪に連絡先、電話番号、飼い主氏名を書いておきましょう。
- 犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させる場合は、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。
- 猫は屋内で飼いましょう。猫による他人への迷惑を防止でき、また、病気や交通事故などの危険から猫を守ることができます。
- 飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。犬の散歩とトイレを一緒に考えている人も多いようですが、トイレは自宅で行うようにしつけた方が、人にとっても動物にとっても良いのです。
- 適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。
- やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも、絶対に動物を捨てずに、事前に保健所または動物愛護センターに相談してください。
- 動物の愛護および管理に関する法律が改正され、平成25年9月1日に施行されます。改正された新法では愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大100万円の罰金が科せられ、愛護動物を殺傷すると、最大で2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。
- 動物は「命あるもの」です。人と動物との共生に配慮して接しましょう。

千葉県動物愛護センターおよび夷隅保健所では「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を開催しております。
また、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ、動物由来感染症などに関して、学校の授業や地元の勉強会などに無料で講師を派遣します。



問合せ先 夷隅健康福祉センター（保健所） (☎0470-73-0145)
千葉県動物愛護センター (☎0476-93-5711)
公益財団法人千葉県動物保護管理協会 (☎043-214-7814)
生活環境課生活環境係 (☎0470-73-6639)

お知らせ

児童手当

「現況届」の提出はお早めに！

▽児童手当の支給を受けるには？

児童手当は中学校3年生までの児童を養育されている方に支給される手当です。養育者からの申請がないと支給されません。手続のお済みでない方は福祉課にて手続をされるようお願いいたします。なお、公務員の方は勤務先へ申請書を提出してください。

▽何が必要なの？

「印鑑」「保険証のコピー」この他に必要に応じて「所得証明書」などの書類を提出していただくこともあります。

▽新規に手当を受ける方

福祉課にて認定請求書を提出してください。

▽児童手当を現在受給されている方

現在、手当を受給されている方には、五月末に現況届を郵送しております。現況届は、6月28日（金）までに必ず提出してください。提出のない場合、手当の支払が停止になってしまいます。

問合せ 福祉課児童係

☎73-6618

入札結果の公表

◆工事名 ◆工事場所 ◆工期
◆落札業者名 ◆契約金額

○勝浦東部漁港（部原地区）東
物揚場維持補修工事

勝浦東部漁港（部原地区）

3/19～7/31

㈱大滝工務店千葉支店

6,930,000円

○豊浜小学校体育館耐震補強およ
び大規模改修工事（新官地内）

3/29～10/31 共立建設㈱
千葉支店

127,050,000円

○総野小学校体育館耐震補強およ
び大規模改修工事（蟹田地内）

4/5～10/31 ㈱イズミ・
コンストラクション千葉営業所

109,935,000円

○勝浦小学校体育館耐震補強およ
び大規模改修工事（墨名地内）

4/19～11/29
戸田建設㈱千葉支店

99,540,000円

○北中学校体育館耐震補強およ
び大規模改修工事（小羽戸地内）

4/12～9/13
佐久間建設㈱

84,472,500円

問合せ 財政課契約検査係

☎73-6649

『海の博物館』イベント

【海の体験コーナー】

体験交流員といっしょに、海にまつわるさまざまなメニューにチャレンジ。展示室の体験カウンスターで、楽しい実験や工作を行います。

日時 6月29日（土）11時～・13時30分～2回

定員 各6名（当日申込・定員を超えた場合抽選）

【磯・いそ探検隊（フイールドトリップ）】

研究員の案内で、磯の生き物を観察します。

日時 7月7日（日）10時～・21日9時30分

定員 各15名（当日先着順・定員となり次第締切）

【博物館探検隊（バックヤードツアー）】

普段見ることのできない、博物館のバックヤードを研究員の案内で巡ります。

日時 6月15日（土）11時～11時30分・13時30分・14時

入場料・駐車料 無料

定員 15名

申込・問合せ 海の博物館

☎76-1133・Eメール：umihaku@chiba-muse.or.jp

勝浦の豊かな自然を確かめます

市では緊急雇用創出事業を活用し、一般財団法人 千葉県環境財団に委託して、勝浦の豊かな自然を確かめるための市内全域を対象にした動植物などの生息・生育状況の調査を行います。

その際、人の暮らしによって支えられてきた自然を調査するため、水田脇の斜面林、社寺林、畦などにも入らせて頂くこと、また、聞き取り調査をお願いすることがありますので、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

なお、調査員は腕章および調査員証を携帯しております。

1. 委託名 勝浦の豊かな自然を確かめる事業業務委託
2. 受託者 一般財団法人 千葉県環境財団
3. 委託期間 平成25年4月26日から
平成26年3月31日まで

問合せ 生活環境課生活環境係 73-6639

（一財）千葉県環境財団



病害虫のまん延に ご協力をお願いします

農林水産省植物防疫所では、さつまいもなどの農作物に大きな被害を与える病害虫が発生している沖縄・奄美・小笠原などの地域からこれらの病害虫やその植物などが持ち出されないように、また、未発生地域においては、これらが持ち込まれることのないように、空港や港の植物検疫カウンターにおいて取締りを行っていますので、ご協力をお願いします。

問合せ 横浜植物防疫所千葉出張所 (☎043-1242-8401)

総合相談窓口設置

千葉県警では、困り苦しむ方を助け、不安を抱く人々に安心を与えるため、警察本部にあっては警務課犯罪被害者支援室(相談サポートコーナー)に、警察署にあっては警務課に相談を受理(受付)するための総合相談窓口を設置し、寄せられる警察相談に対し、迅速に対応します。

問合せ 千葉県警察本部「相談サポートコーナー」千葉市中央区長洲1-9-1 (☎043-1227-9110) 月曜日から金曜日(祝日・振

替休日を除く) 8時30分~17時15分
勝浦警察署「総合相談窓口」
勝浦市沢倉515番地6
(☎73-01110)



農林水産物に付加価値を 「6次産業化支援説明会」

新たに加工・販売事業に取り組み、経営を発展させようと考えている農林漁業者の皆様は、農林水産省の各種支援制度を活用した、6次産業化取り組み支援の説明と事業紹介、6次産業化プランナーによる個別相談を開催します。

日時 6月19日(水)

13時30分~16時30分

場所 きはーる(千葉市ビジネス支援センター) 13階会議室1

問合せ・申込 千葉6次産業化サポートセンター(NPO法人ちば農業支援ネットワーク) (☎043-3101-3271)

平成25年度千葉県 介護支援専門員 実務研修受講試験

日時 10月13日(日)10時~12時
受験資格 医療・保健・福祉分野の有資格者などで一定期間以上の実務経験のある方

申込書記布期間 6月3日(月)~7月10日(水)
申込書記布場所 介護健康課、社会福祉協議会、県保健指導課など

申込受付期間 6月3日(月)~7月10日(水)最終日消印有効 簡易書留による郵送受付のみ
問合せ 千葉県社会福祉協議会介護支援専門員養成班 (☎043-1204-1610)

なのはな相談・遊ぼう会

日時 6月21日(金) 15時~16時45分

会場 県立夷隅特別支援学校

対象 いすみ市、勝浦市、御宿町、大多喜町在住で育ちに心配のある幼児と保護者

内容 集団遊びや自由遊び、教育相談(就学相談を含む)

申込期限 6月14日(金)までに電話またはFAXでお申込みください。

問合せ 県立夷隅特別支援学校 (☎0470-8614111・FAX0470-8613341)

防災時記

第5回「梅雨は土砂災害に注意!」

梅雨は土砂災害が発生しやすい季節です。斜面が崩れ落ちる「がけ崩れ」、土砂が流れ下る「土石流」、斜面がずれ落ちる「地すべり」は、梅雨や台風の時期に多く発生しています。これは長雨などにより地面に大量の水がしみ込んで地盤が緩んで崩れやすくなるためです。1時間に20ミリ以上の強い雨が降る時、降り始めからの降雨量が100ミリを超えた時は要注意です。特に過去に土砂災害が発生した場所や急傾斜地崩壊危険区域などの表示がある場所は警戒が必要です。土砂災害から身を守るためには、日頃から危険箇所を確認し、避難所と避難経路を把握しておくことが大切です。梅雨時期は最新の気象情報、特に雨量に注意し、「土砂災害警戒情報」が発表された場合には、早めに安全な場所に避難してください。

市民課窓口の日曜開庁日のお知らせ

第3日曜日	6月16日	8:30~12:30
第1日曜日	7月7日	
第3日曜日	7月21日	

・住民票、戸籍、印鑑証明の交付を受けることができます。
・交付の際、本人確認のできる運転免許証などの提示が必要です。

問合せ 市民課市民係 ☎73-6612

◆当番医の紹介◆ 夜間・日曜・祝日など
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
☎80-0119

◆納税・納付◆

○市民税 県民税:1期 納期 7月1日(月)
※口座振替をご利用の方は、残高の確認をお願いします。

問合せ 税務課徴収班 ☎73-6622

空き家を募集しています

田舎暮らしを希望している方には、地域の環境や景観に調和した古い日本家屋などが好まれているようです。

売買または賃貸可能な空き家があればご連絡ください。

問合せ 企画課定住促進係
(☎73-6654)

千葉県 勝浦市 空き家バンク

人・自然 ともに生きる幸せ



千葉県盲学校 オープンスクール

日時 6月29日(土) 9時10分～

内容 授業参観およびミニ集会

締切 6月21日(金)

申込方法 参加希望者の氏名、電話番号を書いてFAXまたはEメール

問合せ 千葉県立千葉盲学校
(☎043-422-0231・FAX043-424-4592・Eメール:chiba-sh@chiba-ced.jp)

千葉県盲学校 サマースクール

日時 7月30日(火)・31日(水)

9時30分～

内容 30日は幼児児童生徒とその保護者、担任を対象に体験授業など
31日は視覚障害児者の支援にかかわる方に対して、視覚障害理解講座や教材などの紹介

締切 7月8日(月)
申込方法 参加希望者の氏名、電話番号を書いてFAXまたはEメール

問合せ 千葉県立千葉盲学校
(☎043-422-0231・FAX043-424-4592・Eメール:chiba-sh@chiba-ced.jp)

「健康づくり入門講座」 日程変更

勝浦市ボランティアセンター

の健康づくり入門講座の日程を次のとおり変更いたします。講師は、国際武道大学の先生です。

変更前 6月19日(水)・12月19日(木)

変更後 6月21日(金)・12月6日(金)

問合せ 勝浦市ボランティアセンター(社会福祉協議会内)
(☎73-6101)

募集

「春季市民 バレーボール大会(9人制)」

日時 6月30日(日) 8時30分～

会場 国際武道大学体育館(3号館)

参加資格 ①市内在住者②市内在勤者③学生の参加は不可④右記以外(市外の参加者)は、1チーム2名まで参加可

申込締切 6月14日(金)

※組合せ抽選会を6月19日(木)市役所4階大会議室で18時より行います。

申込・問合せ 社会教育課
(☎73-6665)

第20回「かむ子・のびる子・元気な子」料理コンクール

応募資格 県内に在住・在勤・在学をしている方を対象

応募方法 所定の応募用紙に献立(2人分)を記入し、自分で作ったお弁当の写真と結果通知用の返信封筒(宛先を記入)を同封し郵送

応募規定 ①子ども向けの弁当として普及性がある②よくかんで味わえるメニュー③1人分で500円前後の食材④千葉県の農産物を使用する⑤手軽に作れる弁当メニュー

応募締切 9月17日(火)(当日消印有効)

※応募方法など詳しくは、お問合せください。

問合せ 千葉県歯科衛生士会
〒261-0002千葉市美浜区新港32-17(☎043-261-0002)



Let's Enjoy English !

☆英語の基礎(発音から文法まで) ☆受験英語
☆基礎会話(日常会話から買い物、旅行会話など)
☆英語の歌(英語習得にも大いに役立つ歌など)
※指導は当方宅又は出張、歌は防音室でCD利用

☎ 090-9011-1557 : TANAKA

(元中学校英語教師) ※ご相談に応じます



(有料広告)

あなたのお店を宣伝してみませんか?

有料広告募集中

(※この枠の大きさは1号広告です)

《問合せ》

企画課広報統計係 ☎73-6657



～介護予防のまちづくり～

地域いきいき通信



梅雨に入り紫陽花がきれいに咲く季節になりました。皆様いかがお過ごしでしょうか？
今月号と来月号では閉じこもり予防をテーマに、特集していきます。
雨が上れば、夏も間近です。健康維持のためにも外に出てみませんか。

連絡・問合せ 介護健康課 高齢者支援係（地域包括支援センター） ☎ 73-6615・6616

シリーズ『お出かけしましょう』

あなたは大丈夫！？閉じこもり度チェック

一日のほとんどを家の中で過ごし、生活の範囲が狭くなっている状態を「閉じこもり」と言います。
あなたの閉じこもり度をチェックしてみましょう。

当てはまる＝2点、どちらとも言えない＝1点、当てはまらない＝0点とし、それぞれの項目をチェックして、
合計の得点を計算してみてください。合計の点数が、閉じこもりの危険がないかの目安になります。

＜健康について＞	＜興味や意欲＞
①規則正しい生活をしている () 点 ②お茶や水分をよく飲んでいる () 点 ③1日3食、バランス良く食事している () 点 ④かかりつけのお医者さんがいる () 点 ⑤定期的に健康診断を受けるようにしている () 点	①積極的に取り組みたいことがある () 点 ②ニュースに興味がある () 点 ③趣味がある () 点 ④おしゃれをすることが好き () 点 ⑤福祉の制度やサービスを1つ以上知っている () 点
＜活動＞	＜社会参加＞
①身体を動かすことが好き () 点 ②よく散歩をしている () 点 ③1日に1回以上外出する () 点 ④洗濯や食器の片付けなど家の中で役割がある () 点 ⑤スポーツや習い事、サークル活動をしている () 点	①気軽に話せる友人がいる () 点 ②若い人や年上の人など、いろんな世代の友人がいる () 点 ③近所の人とよく挨拶や立ち話をする () 点 ④地域の行事や集まりには参加している () 点 ⑤ボランティア活動をしている () 点

★30点以上の方：今後もこの生活を大切にしましょう

★19～29点の方：少し心配です。5点以下の項目について、見直してみましょう

★18点以下の方：心配です。生活を見直してみましょう

いかがでしたか？次号では、外に出ない生活を送ることの危険とその予防について特集する予定です。
今回、点数が良かった方も悪かった方も参考にしてくださいね。

「あじさいサロン」のおさそい

次回日程：6月11日（火）

場 所：10時～12時（勝浦集会所）
13時～15時（一休：仲本町通り沿い）

テ ー マ：『認知症の方のお風呂介助について』

※10時から福祉用具相談員による、入浴補助用具の説明があります。

今月の介護用品リサイクル

※無料でお譲り致します!!

市では、介護用リサイクル品の情報の橋渡しをしています。欲しい方、譲りたい方はご連絡ください。オムツを希望される方は事前にお問い合わせください。



譲りたい物

男性用尿器、差し込み便器、
4点杖、シャワーチェア、
浴槽台、浴槽用手すり

『広報かつら』次号は6月21日（金）発行です。

編集・発行 千葉県勝浦市企画課 ☎ 0470-73-6615
〒299-5292 千葉県勝浦市新官1-3-43
ホームページ <http://www.city.katsuura.lg.jp>
携帯電話版 <http://www.city.katsuura.lg.jp/m>